

ある郊外町の都市計画マスタープランの策定とまちづくり：静岡県清水町での経験

メタデータ	言語: ja 出版者: 日本都市地理学会 公開日: 2019-06-20 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 西原, 純 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10297/00026699

ある郊外町の都市計画マスタープランの策定とまちづくり

—静岡県清水町での経験—

西原 純

(静岡大学・名誉教授)

【摘要】 都市地理学と都市計画は日本では似て非なる学問領域のようである。都市地理学を専門とする筆者は静岡県清水町の第2次都市計画マスタープランの策定委員長を務め、実際の都市計画行政に関わった。本稿では都市計画マスタープランを中心とした都市計画の制度について述べるとともに、郊外の町がどのような課題を抱え、どのように課題の解決をめざすマスタープランを策定したかを、町議会での議論など公開されている資料をもとに述べる。

都市計画マスタープランの策定は、静岡県・東駿広域都市計画区域市町と清水町との強い関係の中、住民とともに課題をみつめて解決策を模索し、プランとして結実させていく過程であった。プラン策定作業のために都市地理学で学んだ専門知は有益なものであり、今後の都市計画はいつそう社会科学の知や地理学の知を必要とすると思われる。同時に基礎的で体系的な都市計画学習を大学学部レベルの地理学教育に取り入れれば、都市地理学がさらに社会に有用な学問となるためのステップとなる。

キーワード：都市計画マスタープラン、市街化調整区域、地区計画、大型商業施設、市町村合併

I はじめに

都市地理学と都市計画は同じ都市を対象とした領域でも、日本では似て非なるもののように思える。都市地理学は都市・都市圏や都市群を対象として、その実態やそれを生じさせる要因を明らかにし、解決すべき課題を呈示することが目標である。一方、都市計画は都市の空間や施設、およびその開発・保全に関する分野の思想と制度・技術の発達を目標としている(加藤・竹内 2006:6)。もちろん長沼(2003)、荒木(2005・2017)、武者(2006)など、地理学研究者が都市計画制度に深く踏み込んで行った論考はあるが、一般には都市地理学研究者は都市計画の研究に踏み込んだり、都市計画の策定に参加する機会はあまり多くなかったのではないだろうか。

都市地理学を専攻する筆者は、2011年8月から2013年1月の約1年半、静岡県沼津市・三島市の郊外町である清水町の「第2次都市計画マスタープラン」の策定委員会委員長を務めた(清水町 2013:89)。(市町村)都市計画マスタープランは、市町村の基本構想(いわゆる総合計画)を上位計画とし、その市町村の都市計画の基本的な方針を定める重要なプランである。

その策定作業は筆者にとって新鮮な経験であった。本稿ではその経験をきっかけに、主として都市計画法(＝

以下「法」と記す)をもとに都市計画マスタープランの意義・制度・策定方法・内容について述べ、マスタープランを含む都市計画全体について県と市町村との関係について議論する。そして清水町という自治体の実際のまちづくりに、都市計画やマスタープランがどのように関わっているかを、清水町議会での議論や新聞報道など公開されている資料をもとに述べることにする。最後に都市地理学と都市計画とのこれからの関係について私見を述べたい。

これらによって本稿が法3条第3項「都市計画に関する知識の普及・情報の提供」に寄与できることを望む、さらに都市地理学研究者が都市計画やマスタープラン策定に関わる際に、本稿が少しでも参考になれば幸いである。

II 都市計画と都市計画マスタープラン

1. 都市計画マスタープラン制度

周知のとおり都市計画とは「都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画」である(法4条)。そして市町村の都市計画マスタープランとは、「議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想(いわ

ゆる「総合計画」並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（いわゆる「都市計画区域マスタープラン」）に則し、市町村の都市計画の基本的な方針¹⁾を定めるもの（法 18 条の 2）で、各市町村が自らの特性を踏まえ、都市づくりの理念や目標、都市の将来像とその実現に向けての方向性を定めるものである（谷口 2014：81）。

五十嵐ら（1993）によると、長い間、日本の都市計画には、用途地域などの都市計画メニューはあるものの、決定的に欠けていたものはマスタープランであり、欧米の都市計画ではマスタープラン²⁾が決められ、それに沿って整然とした秩序のあるまちが形作られているという³⁾。

ところで都市計画マスタープランとして定めるべき策定項目は法になく、構成から内容まで市町村の創意工夫ある特色にあふれたマスタープランが期待されている（加藤・竹内 2006：62-63）。最近の改正都市再生特別措置法（2014 年 8 月施行）による「立地適正化計画」もマスタープランの一部として位置づけられている（同 82 条、清水町は未策定である）。しかしマスタープランの策定は法的拘束力がなく⁴⁾、しかも議会や都市計画審議会が「都市計画」として決定されるものではない⁵⁾（高木 2009：101、樗木 2012：53）。

都市計画や都市計画マスタープランの策定に関して、県と市町村との関係は重要である。法 15 条は『都市計画区域マスタープラン』『区域区分（市街化区域・調整区域の区分）に関する都市計画』『都市再開発方針等（一定規模以上の国・都道府県が行う土地区画整理事業・市街地再開発事業など）に関する都市計画』などは県が定め、その他の都市計画（市町村のマスタープランも含む）は市町村が定めるとしている⁶⁾（静岡県 2018：9）。ただし法 15 条第 4 項に「市町村が定めた都市計画が、県が定めた都市計画と抵触するときは、その限りにおいて、県が定めた都市計画が優先するものとする」とある。また市町村の判断でマスタープランに記載事項を追加することはできるが、自ら決定権限がない事項は、権限を有する県と必要な調整が図られるべきであるとされている（都市計画法制研究会 2010：22）。このように実際の都市計画行政においては県の権限が強い。

さらに国や地方自治体が都市計画を定める際に、2010 年改正で法 3 条に第 3 項が追加され、前述のとおり「都市の住民に対し、都市計画に関する知識の普及及び情報の提供に努めなければならない」とされた（都市計画法制研究会 2010：6）。都市計画マスタープランの策定も「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるもの」とされ、住民と都市計画との関わりを強くする体制が作られている（法 18 条の 2 第 2 項）。

市町村が都市計画を決定する場合の手続きは以下のとおりである（法 19 条・20 条、高木 2009：103-106）。まず市町村が都市計画の案を取りまとめ、理由を添えて公告する。住民はその案に意見がある場合には、意見書を提出することができる。次に市町村はその案を市町村都市計画審議会に付議してその議を経る。決定に関する議会の関与は都市計画審議会に議員が委員として加わっているのみである。そして市町村は都市計画決定に際し予め都道府県と協議しなければならない⁷⁾。市町村はその協議を経て、都市計画を決定しその旨を告示する（告示日に都市計画として効力を発揮する）。都市計画マスタープランの決定も議会の議決ではなく、都市計画の決定手順に準じて、都市計画審議会が検討・審議する市町村が多い（加藤・竹内 2006：106-107）。

2. 都市計画マスタープランの課題

日本での都市計画マスタープランの制度の導入から 25 年余、マスタープランはさまざまな課題を抱えている。金ら（2004）、五十嵐ら（2009）、伊藤ら（2011）、日本都市計画家協会（2017）などの見解を以下にまとめた。まずマスタープラン自体の課題である。前述のとおりマスタープランは法で規定する「都市計画」に位置づけられておらず、具体的な規制は個別の都市計画として行われる。その結果、マスタープランが有効に機能していないとの指摘である。さらにマスタープランは、多くが目標時期を 20 年後と設定しているため、喫緊のまちづくり課題の解決に即時的に対応できていない、現状追認型の総花的なプランになっている、マスタープランが市民の間で共有されていないなども指摘されている。

次に策定上の問題点である。都市計画マスタープランは市町村単位での個別の最適を実現することが目標で、県が定める上位計画のより広域な都市計画区域をみすえた区域全体の最適になっていない、隣接市町村間の土地利用や施設配置などの調整機能が働いていないなど、広域な地域としての計画性の弱さが指摘されている。逆に区域マスタープランが上位にあるため、都市計画マスタープランが市町村にとって最適なプランとして策定できないという批判もある。また「都市づくりの目標」というキャッチコピーにこだわりすぎて、マスタープランの策定がトップダウン型になりがちであることも指摘されている。このように都市計画マスタープランの策定については、時には相反する方向の問題もあり、多くの問題点が指摘されている。

そのため日本の都市計画マスタープランも大きく変貌しつつあるという。まず従来の土木・建築分野の計画型

のマスタープランから、市町村の総合計画に近いマスタープランへ変わりつつある。次に規則・規制に重点をおいたものから、法が規定する住民の意見を反映させるため、「合意形成過程を織り込んだマスタープラン」が重要視されつつあり、計画化・立案の手法もトレンド型の策定方法から「不確実性を織り込んだマスタープラン」へ変わりつつある。さらに新たに、急激な人口減少時代を迎えて都市・地域間競争が激化しているため、都市圏内・広域生活圏内での市町村間の機能分担が重要になっている。

以上、都市計画マスタープランに関する課題をまとめた。このような趨勢をみると、マスタープランの策定に関して、自然環境から経済、政治・行政、社会・文化の分野まで都市や地域の実証的研究に精通している都市地理学の専門知が発揮できる部分が大きいのではないかとと思われる。

III 清水町の概要と都市計画

1. 清水町の概要

清水町は県東部地域の中心都市沼津市と伊豆半島への玄関口である三島市に東西に挟まれた郊外の町である。9km²に満たない小面積の町域の大部分は平坦な地形を

なし、天然記念物で全国名水百選で知られる柿田川湧水群（一級河川）が町の中央を南北に流れ、一級河川の狩野川も南から西進して沼津市に抜け、町を南北に分けている。町の南部に標高 256m の徳倉山が位置している（図 1）。

清水町は元々、明治の大合併で誕生した農村地域の行政村である。沼津市と三島市の発展につれて、郊外地域として住宅や大小の工場が建設され、ミニ開発が進められ「へそのない町」ともいわれていた（1991年2月4日静岡新聞朝刊）。北には東名・新東名高速道路にアクセスが良く県立がんセンターや静岡ファルマバレー構想によって人口増加を続ける長泉町が位置している。町内には、沼津・三島都市圏の広域的施設として、卸商センター（団地）、大型商業施設サントムーン柿田川とともに、国立病院機構静岡医療センター、県立沼津商業高校、高齢者施設などが整備されて現在に至る（図 2）。そして町の北部を国道 1 号線が東西に走り、町の中心部は東名高速道路沼津インターから 7km、東海道新幹線・東海道本線・伊豆急行線の結節点である三島駅まで 4km で、交通利便性が高い⁸⁾。

清水町は長泉町とともに昭和の大合併の際には単独で存続した。1966年に清水町は周辺の町村とともに沼津市から合併を打診され、沼津市と単独で法定合併協議会を設置したが合併には至らなかった⁹⁾。平成の大合併の時期には、清水町は沼津市との単独合併には消極的であったが、沼津市・三島市を中心とする広域合併には積極的な姿勢だった¹⁰⁾。静岡県東部地域（伊豆半島・岳南地域を除く）の合併の動きは、静岡県の合併推進要綱（2000年11月策定）、合併推進構想（2006年3月策定、2007年5月・2008年6月変更）などの下、などさまざまな地域的枠組みと政令指定都市・中核市などの特別



図 1 清水町と周辺市町

資料：Google Map（2019年2月21日取得）。

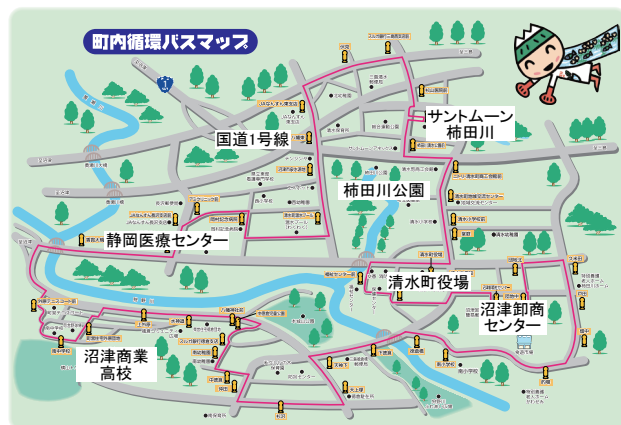


図 2 清水町的主要施設と町内循環バス

資料：清水町ウェブサイト『町内循環バスマップ』。

(<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/content/300314900.pdf>
2019年2月21日取得)

な市の制度案が複雑に絡み合い、構想が併存しつつ出たり消えたりした¹¹⁾(森川 2015:155)。最終的には沼津市と戸田村の編入合併(2005年4月1日)のみの1件に止まり、清水町の合併問題も一応の決着をみたが¹²⁾、合併問題は清水町を始めこの地域の広域行政に影響を与えていた¹³⁾。

町の面積は前述のとおり8.81 km²、人口は32,302人(2010年国勢調査人口)を有し、2000年~2010年の増加率は4.6%であるが、2015年には32,118人になりこの5年間は0.6%の減少である。社人研(平成20年12月推計)¹⁴⁾の調査でも2030年人口推計値は4.7%減少で、他の市町村と比較して減少幅は小さいものの、次第に少子高齢化が進行している。2000年以降の社会動態ではほぼ毎年転出超過で、沼津・三島都市圏内からの転入はあるが、高校卒業世代や中年世代で東京大都市圏や名古屋圏へ大きな社会減を記録している。近隣の市町へ持ち家住宅の取得のための転出も進んでいる。

清水町は通勤・通学で、後述する東駿広域都市計画区域を共にする沼津市・三島市・長泉町と密接に繋がっている。そして清水町の通勤・通学者の流出・流入ほぼ均衡していて(2010年国勢調査)、ベッドタウンであるとともに就業・就学の地でもある。住民の産業就業者構成(2010年国勢調査、常住地ベース)では、製造業(24%)、卸小売業(19%)、医療福祉(10%)が多く、農業は少ない(1%)。従業地ベースではさらに産業構成の特徴が明確になり、卸小売業(25%)に製造業(25%)、医療福祉(10%)が続く。これらから農業が低調であること、卸商センター・国道1号線が位置し東名高速道路などに近いこと、流通関連企業が多く立地していることがみてとれる。

なお森川(2018)は、都市の活性度を示す7指標(人口増減率、高齢化率、持ち家率、高次都市機能比率、卸小売業従業者比率、財政力指数、就業中心性)のうち、清水町が6指標で全国市町村の上位20%圏内に入り、北隣の長泉町とともに活力で静岡市を凌ぐ町と評価している。その結果、前述のように市街地化が活発で散在した農地が残され、土地利用が虫食い状態にある。

2. これまでの清水町の総合計画, 都市計画

静岡県東部地域は比較的小規模な市町村が位置し、前述のとおり平成の大合併時にはあまり合併が進まなかった地域である。そのためより広域な都市計画が重要である。清水町は沼津市・三島市・長泉町とともに東駿河湾広域都市計画区域に含まれ、計画区域を市街化区域と市街化調整区域に分ける区域区分(いわゆる線引き)を

1972年より実施している¹⁵⁾。町域は全て都市計画区域に指定され(図3)、そのうち市街化区域の面積が61%で、残りの地域が調整区域である(静岡県 2016:26)。調整区域は町の南部周辺の徳倉山の山麓部とともに、市街地内の中央部と市街地に隣接する東部に2箇所存在し、うち中央部の区域はいわゆる「穴抜き市街化調整区域」(樗木 2012:72)である。2つの調整区域に挟まれるように前述の柿田川湧水群(図3で緑色+太線で表示)が流れる。

市街化区域内には「第2種低層住居専用地域」「第1種中高層住居専用地域」「第2種中高層住居専用地域」「第1種住居地域」「第2種住居地域」「準住居地域」「近隣商業地域」「商業地域」「準工業地域」「工業地域」の10の用途地域が指定され、逆に「第1種低層住居専用地域」や「工業専用地域」がなく、土地利用が混在しやすい用途地域プランである¹⁶⁾。町唯一の「商業地域」は町東部の調整区域に半島状に突き出した沼津卸商センター地区に設定されていて、卸商センターを活用した周辺開発が行いにくい。県東部地域でも最大級の大型商業施設であるサントムーン柿田川は、元々は東大紡績工場跡地で「近

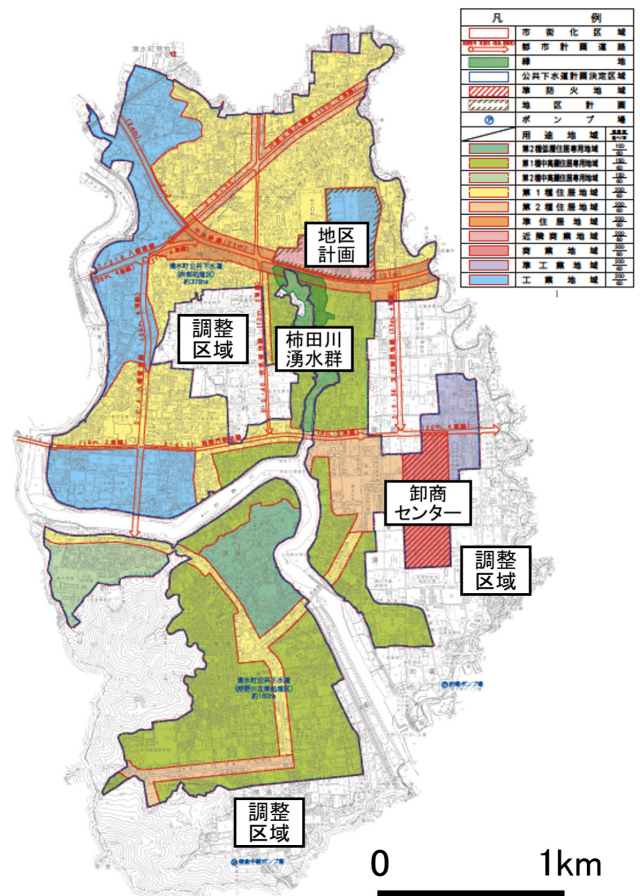


図3 清水町都市計画図

注:筆者が凡例・縮尺など一部を修正。

資料:『清水町都市計画図』(<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/content/300202659.pdf> 2019年2月20日取得)。

隣商業地域」「工業地域」の指定に止まっている。

都市計画マスタープランの上位計画である清水町第4次総合計画（策定期間：2009～2010年度，2011年度実施開始，2020年度目標）について簡単に述べる¹⁷⁾。都市の将来像を「笑顔があふれここちよく住み続けたいまち・清水町」とし，その中の土地利用構想は，「町全体のバランスの取れた土地利用」，「自然と調和・共生する土地利用」，「災害に強く快適な生活を送ることができる土地利用」，「活力を生み出す土地利用」，「町民と共に創る土地利用」という5つの基本方針からなる。これまでの人口増加を背景に，自然環境の保全とまちの計画的な発展をめざしたバランスのとれた土地利用の実現が町政の重要な点とされていた。

一方，もう一つの上位計画である静岡県策定の東駿広域都市計画区域マスタープラン¹⁸⁾は，将来都市像を「水と緑とともに人が輝き，環境・景観を大切に交流都市圏」とし，都市づくりの基本理念を「高次都市機能を備えた都市拠点の形成」「集約拠点や広域圏相互の交流・連携を促す交通・情報ネットワークの構築」「活力があり，豊かさを実感できる生活環境の創造」「安全・安心で快適な都市空間の保全と形成」「自然，歴史，文化資源の活用と共生」「多様な主体の参加と実践による協働まちづくり」としている。

本プランにおいて清水町に関わる主な部分は以下の通りである（下線部は筆者による）。まずは「自然環境保全」分野で，「清水町の一級河川柿田川を始めとする自然生態系上価値が高い緑地は，地域特性を示す緑地として保全を図る」「清水町の徳倉山等の丘陵地，一級河川狩野川・黄瀬川は自然とのふれあいの場として利用しながら保全に努める」とされた。そして「土地利用に関する都市計画の方針」では「（サントムーン柿田川のある）清水町伏見・玉川地区は，近隣の商業地として利便の増進と住環境の保護を図る」「卸団地地区は県東部の中心的流通業務地とする」とされている。

東駿広域都市計画区域全体について，市街化地域では「土地区画整理事業，地区計画などによる土地利用の整備」，市街化調整区域では「市街化区域編入を立地評価，農林業等との調整後，保留フレーム¹⁹⁾の範囲内で行う」とされた。さらに調整区域内の既存集落・幹線道路沿道においては「周辺環境に配慮した地区計画制度の活用」という方針がたてられた。このように東駿都市計画区域では，無秩序な市街地化を抑制する姿勢がみとれ，清水町について特段の記述はなく，積極的な市街地化は想定されていないといえよう。

前回の第1次にあたる清水町都市計画マスタープラン

（2001年度～2020年度）では，まちづくりの基本理念を「人間（ひと）・地域（まち）・自然の共生」とし，それを受けて都市づくりのテーマを「個性・ゆとり・うらおいの生活都市清水町をめざして」とした。都市づくりの目標を「都市基盤が整備された人に優しいまち」「にぎわいとおちつきの調和する住みよいまち」「個性ある魅力的なまち」「水と緑あふれる美しいまち」「まちづくりを住民が担うまち」に，目標人口：おおむね34,000人程度（基準年1995年人口：29,518人）に定めた。さらに「都市づくりの方針」を進める主要施策として，「線引きの見直し（市街化調整区域の市街化区域への編入）」「地域地区（用途地域など）の指定・見直し」「土地区画整理事業などの市街地整備事業」「住民主導の地区計画²⁰⁾」「開発指導要綱などによる土地利用規制誘導方策の展開」などを進めることとしていた（清水町1999：133-134）。

また「方針実現に向けて」において，都市計画マスタープランの運営のために地域では「（仮）地域まちづくり研究会」を，町役場庁内では「（仮）まちづくり連絡会」を設置し，「まちづくり条例」も検討するとしていた（清水町1999：130-132）。このように初策定の都市計画マスタープランでは，清水町のまちづくりに対する強い積極性がみとれる。

ところで第1次都市計画マスタープランによる実際のまちづくりはどう進められたのであろうか。マスタープランに記載された市街化調整区域の市街化区域への編入と土地区画整理事業は実施²¹⁾されなかったが（図3），下記に述べる1件の地区計画の大きな計画変更を実施した。またマスタープランに先立つ1998年に，開発指導要綱にあたる土地利用事業指導要綱²²⁾に「行政指導の行き過ぎ是正」「事前協議制」を取り入れた全面改定を行って制度が整えられていた（1998年第1回町議会定例会町長・都市計画課長発言）。なお「まちづくり条例」は未制定である（2019年2月20日現在）。

第1次都市計画マスタープラン開始前に地区計画策定し，後にマスタープランに沿って大きな変更により，大型商業施設サントムーン柿田川が建設・拡張された事例を述べる。ここは大東紡績が1997年4月に自社の工場跡地に開設した複合大型ショッピングセンターである（1997年4月18日静岡新聞朝刊）。元々，工場跡地の用途地域は「工業地域」であった。清水町は1996年に「伏見・玉川国道1号北部地区計画」（大東紡績工場跡地約8.2ha）を策定し（1996年2月8日公告），大型商業施設の建設の基礎を整えた。さらに清水町は2006年3月にマスタープランにある「中心的な商業地の形成・大規

模商業拠点の形成」「低中層住宅地を誘導」を目ざした計画変更を行った。それはソニー沼津工場跡地を含む約19haに区域を拡大して、用途地域を「工業地域」から「工業地域」「近隣商業地域」へ変更し（2006年3月23日公告，図3），同時に区域内における建築の制限等の条例²³⁾の制定を行うものであった（静岡県2016：184）。この地区計画変更時は、いわゆるまちづくり三法の見直し時期²⁴⁾にあたり、政府の大型商業施設立地政策の過渡期であった。

その結果、この大型商業施設は専門店など約120店、シネマコンプレックス、駐車場3,000台の施設をもつ²⁵⁾、静岡県内でも有数の大型施設（店舗面積8万7千m²）となっている（2006年3月16日，2007年11月30日，2008年9月19日，2011年9月7日，2018年3月29日静岡新聞朝刊）。

逆に2002年頃、富士急シティバスが清水町内に車庫建設を計画したことがあった。計画地は第1次マスタープランで「文教ゾーン」とされた地区にあたるため、学校PTAなどからの反対とともに交通安全対策と環境保全の面からの清水町の行政指導により計画が撤回とされたこともあった（2003年第1回定例会都市計画課長発言，2003年3月12日静岡新聞朝刊）。

IV 都市計画マスタープランの策定

1. 都市計画マスタープランの策定体制と策定過程

本章では清水町（2013）をもとに、都市計画マスタープランの策定について述べる。その際、町議会で策定経緯が議員質問に答える形で町担当者から説明されているので、町議会議事録も活用する。

元々、第1次の都市計画マスタープランは1999年度に策定され、2017年度（目標年次：2015年度）を最終年度としていた。地方分権の進展、少子高齢化の

進行など、急速で大きな社会情勢の変化を受け、議会でも前倒し策定の議論がされたため（2009年第3回定例会議員発言），清水町は「第4次清水町総合計画」（2011年3月制定）にもとづく第2次都市計画マスタープランの策定作業を、目標年次終了よりも早く2011年8月から開始した。都市計画マスタープランの策定のため、策定委員会、庁内に幹事会、作業部会、策定事務局が設置された（表1）。なお業務整理がコンサルタント業者に委託された²⁶⁾。マスタープランの策定期間は2つの上位計画の策定期間も含めて、静岡県東部地域での合併問題がほぼ未達成のまま一応の終息をみた後にあたる。

次に策定の手続きについて、案の作成の流れに沿って述べる。まず幹事会と作業部会が、町の現状と特徴の把握、主要プロジェクト、まちづくりの課題の整理、将来フレームの検討をしながら、地域まちづくり会議、地区への説明会、アンケート調査などにより住民の意見を聴取しつつ、マスタープランの素案を作成する。策定委員会は、中心的な機関として幹事会とのやり取りを行いながら、素案を総合的にかつ多面的に検討、審議し、原案を決定する。都市計画審議会は専門的な見地から素案に意見を述べるとともに、町長の諮問に対してマスタープラン原案に答申する。平行して事務局は、地域別まちづくり会議、中学生まちづくり会議、諸団体との意見交換会などを開催して各分野の住民の意見を把握する役割を果たす。意見把握のための調査・会議などは表2のとおり実施された。

町議会、地域別まちづくり会議、農業者との意見交換会、若手（30～40代）との意見交換会、中学生まちづくり会議などで出されたまちづくりの課題を表3に示す。

2. 策定された第2次清水町都市計画マスタープラン

1年余りの期間と5回の策定委員会を費やして、

表2 住民の意見把握のためのアンケート調査・会議など

1. アンケート調査（2010年度策定の清水町総合計画用のものも活用）
住民意識調査（2008年度，対象：20歳以上の町民3千人）
農業に関するアンケート（2011年度，対象：農家者世帯216世帯）
転入・転出者アンケート（2011年度，：対象：転入・転出512世帯）
高齢者一般調査（2011年度，対象：65歳以上町民）
2. 意見交換会議
中学生まちづくり会議（清水中・清水南中，2年生「総合学習」として）
（2011年11月～2012年1月，各中学校4回，延べ8回）
中学生まちづくりフォーラム
（2012年4月23日，於：清水町地域交流センター）
地域別まちづくり会議（東部・西部・北部・南部地区）
（2012年1月～2012年3月，各地区3回，合計12回）
農業者との意見交換会
（2012年4月～5月，2回）
若手（30～40歳代）との意見交換会
（2012年4月～5月，2回）

資料：『第4次清水町総合計画2011～2020』：59-61。

『第2次清水町都市計画マスタープラン』：8-13。

表1 第2次都市計画マスタープランの策定体制

①都市計画審議会（8名）
静岡県建築士会沼津支部副支部長，区長（自治会長）会長，商工会会長，農業委員会会長，女性連絡会会長，町会議員（総務建設委員長，民生文教委員長），沼津警察署交通官
②策定委員会（10名）
学識経験者，区長会副会長，商工会副会長，農業委員会副会長，消防団団長，民生児童委員協議会副会長，町民公募委員，県沼津土木事務所都市計画課長，清水町副町長
③幹事会（7名）
総務・企画財政・地域振興・安全安心・こども育成・建設課の課長および消防長
④作業部会（7名）
幹事会構成課の係長
⑤策定事務局

資料：第2次清水町都市計画マスタープラン：88-89。

2012年11月に策定委員会で素案を最終決定し、町長へ原案の提案を行った。12月から1ヶ月間のパブリックコメントの手続きを行ったが町民からの意見はなく、町長は2013年1月に都市計画審議会へ諮問し、2月に審議会より「原案の通り策定が適当である」という答申を受けた（清水町 2013：90-91）。清水町長は3月に第2

次都市計画マスタープラン²⁷⁾を公表した。プランの骨子は表4のとおりで、最も重要な都市づくり方針図（総括図）を図4に示す。

表3に示した課題のうち、特に主要な課題の解決の方向性については以下のとおりにマスタープランにまとめられた。

表3の(1)に関して、柿田川に関する現状の政策では保全が前面に出過ぎていて、活用を考えるべきではないかとの意見がしばしば出された（2011年第3回定例会、2012年第4回定例会議員発言、読売新聞2011年10月15日）。特に当時、隣接の三島市で、富士山を一望できる歩行者用「三島大吊橋（三島スカイウォーク）」が2012年12月に着工予定だったため、柿田川湧水群を訪れる観光客数が減少するのではないかとの懸念が強まった（2012年4月18日静岡新聞朝刊、開業は2015年12月14日）。基本的には2010年度に静岡県が策定した柿田川保存管理計画に沿って保全を図ることとし、柿田川の湧水広場（図2、柿田川公園）のみを水に触れられることのできる施設へ改修するという方針とした（2012年第4回定例会都市計画課長発言）。

(2)(3)に関して、今後予想される人口減少の中、清水町の持続可能なまちづくりのために若い世代の定住化が

表3 都市計画マスタープラン策定にあたっての課題まとめ

自然環境の保全と活用との調和、土地利用の混乱	
(1)	天然記念物の柿田川の保全と活用が課題
(2)	市街地に隣接の市街化調整区域が虫食的に開発されて土地利用の混乱 線引きの変更を行って開発か保全かの明確化が必要
(3)	市街地中央部「穴抜き市街化調整区域」の環境に配慮した活用
(4)	中小企業が比較的多く、住工混在がみられ工業地区として未整備
交通網・公共交通・道路の整備	
(5)	町を横切る国道1号線を中心に道路が渋滞し、町内の南北移動に支障が大
(6)	清水町からJR三島駅へのアクセス道路が未整備
(7)	1市2町の境界部に位置するJR三島駅地区の街路・街区が面的に未整備
(8)	7路線ある都市計画道路の整備が進まず、2路線は長年、未着手のまま
(9)	狩野川に架かる橋が2つのみで、南北市街地が分断
(10)	町内に鉄道駅がなく公共交通機関はバス交通のみ
(11)	歩道の整備が遅れ、人口当たり交通事故数が県内で最多
防災	
(12)	自然災害発生時の液状化現象、狩野川の2橋の被災が懸念
住宅	
(13)	民間アパート・借家の割合が高く、子育て世代の転出があり、この世代の定住が課題

注：以下の資料をもとに筆者作成。
資料：『第2次清水町都市計画マスタープラン』：8-13。

表4 『第2次清水町都市計画マスタープラン』の骨子

序章	都市計画マスタープラン策定にあたって
第1章	全体構想
1.	まちづくりの課題
2.	将来都市ビジョンの設定 まちづくりの基本理念：責任 信頼 誇り 都市づくりのテーマ 『水と緑とともにこちよく住み続けたいまち・清水町』 都市づくりの目標 「町全体のバランスのとれた土地利用」「自然と調和・共生する」 「災害に強く快適な生活環境の整備」「個性や活力の創出」 「町民と共に創る」
3.	都市づくりの基本方針 土地利用の方針、交通体系の方針、住宅の方針、水と緑の方針、下水道の方針、景観づくりの方針
4.	モデルプロジェクト
第2章	地区別構想
1.	地域づくりの将来方針 ○北部地域、○西部地域、○東部地域、○南部地域
第3章	都市計画マスタープラン実現に向けて

資料：『第2次清水町都市計画マスタープラン』。

(<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/toshi/toshi00044.html>
2019年2月21日最終閲覧)

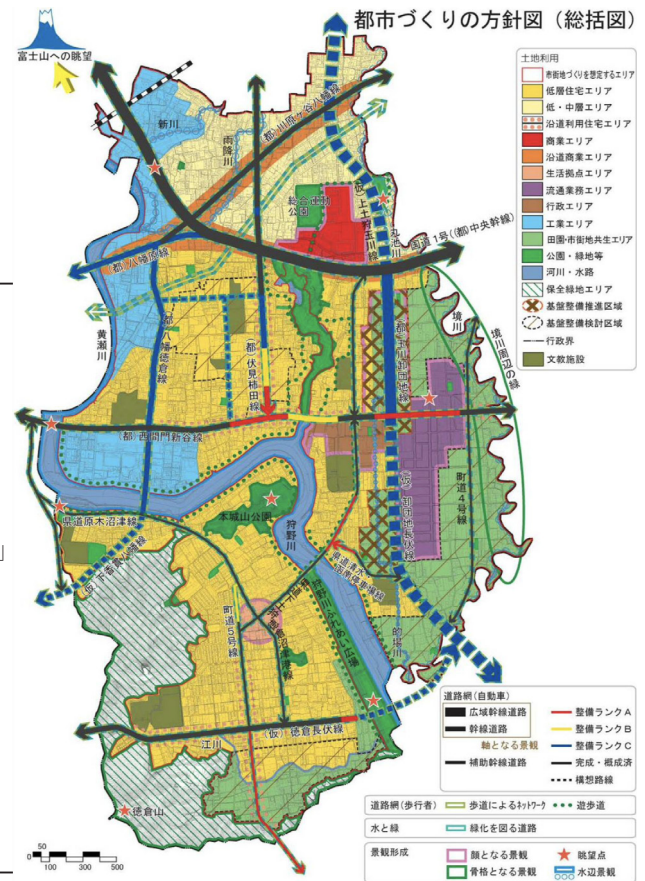


図4 都市づくりの方針図（総括図）

資料：『第2次清水町都市計画マスタープラン』：59。

求められ、新たな質の高い住宅地開発は必要であった。そのため市街地調整区域内の開発可能性のある地区や農地と市街地が混在している地区を市街化区域に編入（線引きの変更）する可能性も考えられた。ただしそれまでの議会へは、定時見直しや土地区画整理事業による随時見直しの制度があるものの、注 19)・21) のように東駿広域都市計画区域において判断されるものであること、さらに近年の本格的な人口減少社会を迎え、見直しが進められたまちづくり三法の施行で市街化区域の拡大を抑制しようとする国の方針もあること、その結果、線引きの見直しは難しいとの説明がなされていた（2008 年第 2 回定例会都市計画課長発言）。

最終的に本マスタープランでは線引きの変更は行わず、東駿広域都市計画区域マスタープランに沿って、中央部の穴抜き市街地調整区域は「低層住宅エリア」として、東部の調整区域は「田園・市街地共生エリア」として位置づけられ、土地区画整理事業、地区計画、建築協定などによって計画的に良好な市街地づくりを誘導するとした（清水町 2013：35-38、2013 年第 3 回定例会都市計画課長発言、図 3・4）。

(5)(6)(7)(8) に関して、元々、都市計画に関する調査、研究、相互の連絡と調整のための東駿広域都市計画区域 2 市 2 町で研究連絡会を設置し協議を行っていた。この研究連絡会を活用して都市計画道路の計画遅れや周辺市町と連携した市街地開発問題などに対応することとした（2009 年第 1 回定例会都市計画課長発言）。特に都市計画道路 7 路線（未着手 2 路線を含む）については、2012 年 3 月策定の清水町都市内道路整備プログラムを元に、優先度付きの整備方針（整備ランク A = 現在の事業を継続、B = 今後順次、整備を実施、C = 長期的に事業を進行、構想路線 = 必要性を検討し、今後の都市計画決定（変更）を目ざす）を「交通体系の方針」に盛り込んだ（清水町 2013：40-41）。

(10) に関して、中学生まちづくり会議の提案をもとに、清水町内循環バスを活用した「モデルプロジェクト」（町内循環バスと既存の JR 三島駅・沼津駅とのバス便とを結びつけるターミナルバス停の設置、バス停駐輪場施設整備など）を立案した。

マスタープランの実現体制として、特別な組織は構想していないが、都市計画課を中心的課として定期的にプラン進展の確認作業を行うとともに、関係課と役割分担をしながら年度別計画として実現に取り組むとした（清水町 2013：85、2013 年第 3 回定例会都市計画課長発言）。

2013 年 4 月の都市計画マスタープランのスタート

後、町議会では、多数の様々な層からの住民との協働によってこのプランをつくったこと、中学生まちづくり会議を元にしたモデルプロジェクトなどが高く評価された（2013 年第 2 回定例会、2014 年第 1 回定例会議員発言）。さらに清水町都市内道路整備プログラムをより踏み込んだ都市計画道路構想路線の必要性再検証事業、市街地調整区域における開発条例の導入の検討を開始した²⁸⁾（2014 年第 1 回定例会都市計画課長発言）。

公共交通を充実させるモデルプロジェクトは、清水町地域公共交通会議の下、少しずつ進展している。元々、清水町は町内循環バスと、隣町長泉町と共同で循環バスを民間バス業者に委託して運行している（2003 年 4 月 21 日から本格運行開始、2003 年 4 月 21 日静岡新聞朝刊）。現在、清水町内循環バスはサントムーン柿田川を起点に、2016 年 4 月から東回り・西回りの両方向の運行とした（2016 年 4 月 2 日静岡新聞朝刊、図 2）。現在（2019 年 2 月 20 日時点）、平日各 8 便（48 バス停、所要時間 1 時間、均一料金 100 円）で運行されている。長泉町・清水町循環バスは平日 6 往復、長泉町の JR 長泉なめり駅・清水町静岡医療センター間（19 バス停 = 往路と復路で経路がやや異なる。所要時間 51 分、均一料金 100 円、図 1）で運行されている。

モデルプロジェクトのうち、町内循環バス便と既存の JR 三島駅・沼津駅との民間バス便とを結びつけるバス停は、小規模であるがハブバス停としてサントムーン柿田川が位置付けられている。数カ所の町内循環バス停にも駐輪場を設置してプロジェクトの実現が図られている。さまざまな工夫のお陰で、乗客数は次第に増加しているという²⁹⁾（2018 年第 2 回定例会くらし安全課長発言）。

一方、清水町の都市計画マスタープランや都市計画が清水町自身の特徴を活かした独自性を出しつつ、どのようにしてより広域な東駿都市計画区域のマスタープランや都市計画と調整・整合させるかは大きな課題として残る。東駿計画区域の他の市町では、静岡県内陸フロンティア推進区域への指定による三島市三ツ谷地区（2016 年）、および長泉町での県立がんセンター周辺地区（2017 年）を市街地調整区域から市街化区域へ編入、沼津市東椎木地区（市街地調整区域）での地区計画による市街化区域へ編入（2017 年）、同じく調整区域での三島市北沢地区での地区計画による住宅地開発（2017 年）など、工業施設・大型商業施設の新たな計画、住宅地の造成計画が進められている（2016 年 2 月 4 日、2017 年 1 月 14 日静岡新聞朝刊）。立地条件に優れた清水町だけが線引きの見直しはなく、東駿計画区域内での開発競争に取り残されることが、町議会でも危惧されている（2013 年

第3回定例会，2016年第4回定例会，2018年第2回定例会議員発言）。

前述のように東駿広域都市計画区域2市2町では，研究連絡会を設置して都市計画道路の整備，市街化調整区域から市街化区域への編入，地区計画の導入などについて，区域内での調整を目指しているとのことであるが（2013年第2回定例会都市計画課長発言），元々の市町間で意見の相違もある（2009年第1回定例会都市計画課長発言）。さらに前述のとおり平成の大合併時³⁰⁾も合併協議は不調で2市2町の枠組みはそのまま継続したため，自治体間の人口増加施策や，産業地区・住宅地区の新規の開発競争が依然として激しく，都市計画を含むスムーズな広域行政が難しい状況にあると推察される。

V おわりに—都市地理学を都市計画に活かすために

さて清水町都市計画マスタープランの策定作業を機に，都市計画マスタープラン・都市計画の制度・意義とまちづくりへの活用を考えた経験をもとにして，都市地理学と都市計画との関係について述べることにしたい。まず筆者が策定委員長としての役目をなんとか成し遂げることができたのは，阿部（2007）のいう都市地理学の幅広く蓄積の大きい専門知のお陰である。それとともに元勤務校の静岡大学情報学部で「都市デザイン論」「都市・地域政策論」などを担当していたので，教科書レベルの都市計画内容を理解していたことと，長年，日本都市計画学会会員となり『都市計画論文集』掲載の論文を多読していたことが助けになった。

清水町の都市計画を考える上で特に有用だった（都市）地理学の専門知は，(1) 地形・地質，気候・気象，自然災害などの自然地理学分野，(2) 中心地理論，中心地システム・地域システム（基礎集落圏，一次生活圏，二次生活圏，広域生活圏，県域，地方ブロック圏域），さまざま圏域（広域行政圏，保健医療圏，通勤・通学圏，小売商圏），(3) 都市空間構造（都市構造モデル，因子生態分析，郊外），(4) 都市施設（特に迷惑施設など）の立地（スミモデル），(5) 都市の経済的基盤（地域特化の経済・都市化の経済，都市経済基盤説），(6) 住民の自治とコミュニティ・自治会・NPO活動，(7) 公共サービスと生活の質，(8) 地域データ（国勢調査・経済センサス・PT調査などのデータ，特に地域メッシュ・小地域統計），(9) 専門的技術（地図・図表作成，GIS，アンケート調査・インタビュー調査）などである。

今回，筆者が都市計画マスタープランの策定委員長を依頼されたことは，都市計画の立案や教育・研究でも社

会科学的な発想が必要と認識されているからであると思われる（加藤・竹内 2006：6）。また荒木（2005：84）は箸本（1998）の成果も参照しながら，「まちづくりのビジョン策定にあたっては，都市政策に対して空間的な現実性が前提となるべきであり，事例研究から得られる実証的な提言などは地理学において取り組むべき課題である」と述べ，地理学の有用性を指摘している。

そして実際に町レベルで都市計画を担当する自治体職員は必ずしも，建築・土木系の専門職員ではない。特に近年，町レベルの自治体では専門職の定員が少なくなっていることと，専門職員を募集しても応募者自身が少なくなかなか専門職員を採用することが難しいとのことである³¹⁾。このような観点からしても自然から人文・経済・社会まで幅広い専門知をもつ地理学専攻の卒業生のために，市町村の都市計画に関連する仕事は有力な分野ではないだろうか。都市計画に関する行政は非常に幅広く，法律・規則・技術・事業例などを基礎にする膨大な体系で，もちろん多少の学びで専門家になるということは不可能である。

それでも都市地理学の研究・教育においても都市計画の専門知が重要であることはいうまでもない。たとえば1990年代の大型商業施設の新設は工場跡地が活用され，その後に見直しされたまちづくり三法による郊外立地規制が図られた。清水町の事例をみると，地区計画の実施と用途地域の変更がなされていて都市計画の手続きが深く関与していた。このように実際の都市において，都市計画やさまざまな分野の地域政策にもとづいて，まちづくりが進められている。そのため地理学の教育・研究にはこれらの分野を積極的に組み込む必要があると思われる。例えば，学部教育のレベルでの各2単位分程度の「都市・地域の開発制度・計画制度」と「現状評価・将来予測の分析手法」に関する授業科目を設置することである。このような取組は，都市地理学が教育だけでなく研究でもさらに充実し，社会のためにさらに有用な学問となるためのステップになると思われる。

謝 辞

都市計画マスタープランの策定という貴重な機会を頂いた清水町関係者の方々へ感謝申し上げる。策定委員長を無事に務め上げることができたのも，策定委員会委員，策定事務局の方々のご援助と，静大情報学部（西原研究室）を卒業し自治体職員となっている多くの卒業生諸氏のモラルサポートのお陰である。記して感謝の意を表したい。なお本論文には多くの間違いが含まれていると思われるが，もちろんそれらは全て筆者の責任に帰するものである。

注

- 1) 都市計画マスタープランの正式名称は「都市計画に関する基本的な方針」である。
- 2) レルフ(1999:66)によると、世界初の都市計画マスタープランと考えられるものは、1909年のパーナムによる「シカゴの都市計画」である。パーナムの都市計画は、それまでの計画と違って、商業、工業、交通、公園、湖岸、人口増加とともにシカゴの地域開発の行く末にも注意を払い、都市の開発がめざすべき目標を与えたという。
- 3) 日本人からみると整然としたまち並みにみえても、もちろんその都市の専門家からみると都市計画が不十分なまち並みにみえるらしい(西原2009:98)。
- 4) 都市計画マスタープランの策定は市町村の義務ではなく「定められることが望ましい」とされている(国土交通省2018:29)。日本では、ある土地が都市計画区域として指定されてはじめて、法定の都市計画が原則として適用される(金ら2004:33)。静岡県35市町のうち都市計画区域をもつ対象市町が32あり、マスタープラン策定済みの市町は30である(静岡県2018:17)。
- 5) この文言が都市計画専門家以外には理解しがたい点である。筆者の推察するところでは、都市計画マスタープランが如何に都市計画法に定められていても、法で都市計画とは「土地利用」「都市施設の整備」「市街地開発事業」に関する計画とされ、マスタープランがその範疇に入っていないからであると思われる。
- 6) 政令指定都市は法87条の2により、大部分で都道府県並みの都市計画決定権限を有している(小西2008:336)。
- 7) 町村の場合は都道府県の同意を得なければならない(法19条第3項)とされ、さらに都道府県の権限が強い。
- 8) 2018年1月1日現在の静岡県35市町の住宅地公示地価によると、清水町は静岡市、浜松市、三島市、沼津市、長泉町に次いで6位で、近隣市町とともに人気のある住宅地でもある(2018年3月28日静岡新聞朝刊)。
- 9) 1967年2月に清水町は住民の反対を理由に合併見送りを決定した。しかし協議会は2006年5月に廃止するまで、休止状態のままだった(清水町ウェブページ:www.town.shimizu.shizuoka.jp/hoko/koho000333.html, 2019年2月20日最終閲覧, 1996年6月2日, 2003年10月2日, 2006年5月27日静岡新聞朝刊)。
- 10) 1995年就任の平井弥一郎町長は「県東部の広域都市づくり」を公約に掲げ(2003年7月6日静岡新聞朝刊), 1996年に沼津市と中核市推進協議会を設立し, 1999年には3市5町による東部広域都市づくり研究会の設置に加わった。さらに清水町は沼津市と2001年2月に「中核市実現をめざすが, 5年後に目途が立たなければ1市1町(単独)で合併協議会を設立する」と合意したものの, 2003年10月に沼津市からのスケジュールを前倒しした単独合併協議の申し出を辞退した(2003年10月2日静岡新聞朝刊)。2004年1月に清水町は沼津市から再度, 単独合併決断をせまられたが, 2004年2月6日に否の回答をして単独合併協議は終わりを果たした(2004年2月7日静岡新聞朝刊)。
- 11) 合併新法に基づく静岡県合併推進構想(2007年5月17日変更)での合併の組合せ3市3町(沼津市・三島市・裾野市・函南町・清水町・長泉町)も含めて, 1市1町, 1市2町, 2市2町, 2市3町, 3市3町, 新3市3町, 3市5町, 4市4町, 4市6町1村などさまざまな案が検討された。また御殿場市・裾野市・長泉町・小山町など地方交付税の不交付団体は合併に消極的だった(2002年4月24日・7月27日, 2003年7月6日・10月19日, 2006年7月25日, 2008年2月9日・2月21日・3月8日, 2010年4月1日などの静岡新聞朝刊)。
- 12) 2008年2月に東部広域都市づくり研究会は解散し, 一応の合併見送りに決着した(2008年2月21日静岡新聞朝刊)。
- 13) 沼津市は合併を前提にしていた清水町のごみ・し尿の受託処理を2005年度で打ち切った。清水町は2006年度から3年間, ゴミは三島市, し尿は函南町に処理を委託することとした。最終的には山本博保・新清水町長が謝罪し改めて交渉して, 2008年度から沼津市に再委託することとなった。(2004年2月7日, 2005年12月17日, 2007年10月27日静岡新聞朝刊)。
- 14) 社人研『日本の市区町村別将来推計人口』(平成20年12月推計)の推計方法については, 詳しくは国立社会保障・人口問題研究所人口構造研究部(2008)を参考にされたい。
- 15) 区域区分選択制の導入に関する2000年都市計画法改正後も, 静岡県は線引きを維持する方策をとっている。
- 16) 都市計画法の改正により, 2018年4月より用途地域に田園住居地域が加えられ, 全体で13種類の用途地域となった(法8条)。
- 17) 国土利用計画法にもとづく国土利用計画という制度があり, 「土地の取引や開発行為の規制など」を主眼としていて(樗木2012:63), 国, 都道府県, 市町村はそれぞれ国土計画を定めるとされている。本来ならば, 国土利用計画は都市計画マスタープランの上位計画であるが, 清水町総合計画の土地利用構想と類似した内容のため, 清水町の国土利用計画への言及は本論では割愛する。
- 18) 正式には静岡県「東駿河湾広域都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針」(2011年3月策定, 2025年を目標年)と呼ぶ。
- 19) 保留フレームとは区域区分する都市計画区域において, 市街地人口の目標値(人口フレーム)に相当する面積のすべてを具体の市街化区域として設定せず, 一部の人口フレームを保留する場合があり, この保留された人口フレームのこと。将来, 市街化調整区域内における計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点で, 保留された人口フレームを使ってそれに相当する区域を市街化区域に編入する(静岡県2013:13)。
- 20) 地区計画制度は1980年に創設され, 2002年の法改正で土地所有者などによる都市計画の決定等の提案制度も設けられるとともに(法21条の2), 地区の特性に応じて用途制限, 容積率制限などを強化・緩和できるようになった(法12条の5)。計画の実施主体は市町村で, 市街化調整区域でも可能である。計画の特に重要な事項は条例(罰則の規定付き)を定め, 細部は計画として決定する(加藤・竹内2006:131-146)。
- 21) 本文で後述するように線引きの見直しは東駿広域都市計画区域として判断されるため難しい状況にあった。また土地区画整理事業については, 1990年代後半期はバブル経済崩壊後で, 順調にいかない事業が全国的に散見されたため, 清水町での新たな土地区画整理事業の展開は難しかったという(2008年町議会第2回定例会都市計画課長発言)。
- 22) 清水町土地利用事業指導要綱(昭和62年告示第1号)を改正し要綱が1998年3月に告示され, 2011年, 2016年にも改正されている(<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/yakuba/>)

- d1w_reiki/410902500005000000MH/410902500005000000MH/frm_inyo_prag1.html, 最終閲覧 2019年2月20日).
- 23) この条例は建築基準法 68 条の 2 第 1 項の規定にもとづく地区計画区域内における「建築物の用途, 構造に関する制限等」を定めたものである. 特に建築基準法 68 条の 2 第 5 項の規定による用途制限の緩和については, 全国 2 例目・所管局の中部地方整備局では初事例にあたり, 国土交通大臣承認の運用基準が整備中の上, 近隣市町との調整が必要だったため, 予定より 3 か月ほど多くの時間を要したという (大臣承認 2006 年 3 月 6 日付, 2006 年第 1 回定例会都市計画課長発言).
- 24) まちづくり三法とは 1998 年に成立した「大店立地法」「中心市街地活性化法」「(改正) 都市計画法」からなり (加藤・竹内 2006: 259), 中心市街地活性化法と都市計画法がさらに見直しをされ改正された (2006 年 5 月成立). 改正都市計画法は, 2006 年 8 月都市計画提案制度の拡充, 11 月準都市計画区域の見直し, 2007 年 11 月の大規模集客施設立地規制の強化・開発許可制度の見直し・用途緩和型地区計画の創設等の施行, というように段階施行された. 特に店舗面積 1 万 m² 超の「大型集客施設」は「商業地域」「近隣商業地域」「準工業地域」のみ出店可能とされ, 「工業地域」に出店するには用途地域の変更もしくは, 条例による用途制限の緩和が必要であるとされた (建築基準法第 68 条の 2 第 5 項).
- 25) サントムーン柿田川ウェブページ (<https://www.suntomoon.co.jp>, 2019 年 2 月現在, 最終閲覧 2019 年 2 月 21 日).
- 26) 委託業務受注コンサルタントとして, 株式会社地域まちづくり研究所 (静岡市) と 556 万円で契約した (2011 年第 3 回定例会都市計画課長発言).
- 27) 清水町ウップページ (<http://www.town.shimizu.shizuoka.jp/toshi/toshi00044.html>, 2019 年 2 月 20 日取得).
- 28) 法 34 条第 11 項にもとづく開発条例は未制定である (2019 年 2 月 20 日現在).
- 29) 2017 年度町内循環バスの利用人数は 43,948 人で, 前年度に比べ 4,432 人増加している. また片回りの運行であった 2015 年度と比べて約 1.5 倍増であった. 利用客は 60 歳以上の高齢者が 60%, 女性が 80%, 運転免許非保有者が 70% (2018 年第 2 回定例会くらし安全課長発言) であり, いわゆる交通弱者のための公共交通の役目を果たしている.
- 30) 森川 (2015: 365) によると 2 つ以上の都市が含まれる場合, 特にライバル関係のある都市同士の合併は少ないという.
- 31) 静岡県内の自治体都市計画課職員へのインタビューによる.
- 五十嵐敬喜・小川明雄 1993『都市計画—利権の構図を超えて』岩波新書.
- 五十嵐敬喜・野口和雄・萩原淳司 2009『都市計画法改正—「土地総有」の提言—』, 第一法規.
- 伊藤雅春・小林郁夫・澤田雅浩・野澤千絵・真野洋介・山本俊哉 2011『都市計画とまちづくりがわかる本』, 彰国社.
- 加藤 晃・竹内伝史 2006『新・都市計画概論 改訂 2 版』, 共立出版.
- 金 鎮範・飯田直彦 2004「日本の都市計画制度に対する批判的考察」, 都市計画報告集, 2: 29-34.
- 小西真樹 2008「都道府県・市町村間の都市計画決定権限の分担に関する基礎的研究—新都市計画法以降の権限分担の全容及び移譲経緯から—」, 都市計画論文集, 43(3): 331-336.
- 高木任之 2009『都市計画法を読みこなすコツ 第 3 版』学芸出版社.
- 谷口 守 2014『入門 都市計画』, 森北出版.
- 樗木 武 2013『都市計画 第 3 版』, 森北出版.
- 都市計画法研究会編著 2010『よくわかる都市計画法』, ぎょうせい.
- 長沼佐枝 2003「インナーエリア地区における住宅更新と人口高齢化に関する一考察—東京都荒川区を事例に—」, 地理学評論, 76(7): 522-536.
- 西原 純 2009「トロントのコスモポリタン都市への発展とその都市計画」, 都市地理学, 4: 88-98.
- 日本都市計画家協会 2017「JSURP まちづくりカレッジ「人口減少社会を読む」特別企画『マスタープランは必要か?』」([www.jsurp.jp/カレッジ/★シンポジウム記録\(写真添付\)171025.pdf](http://www.jsurp.jp/カレッジ/★シンポジウム記録(写真添付)171025.pdf), 2019 年 2 月 21 日最終閲覧).
- 箸本健二 1998「流通業における規制緩和と地域経済への影響」, 経済地理学年報, 44(4): 282-295.
- 武者忠彦 2006「松本市における中心市街地再開発のメカニズム—土地区画整理事業をめぐる制度・都市政治・商店街経営者の戦略—」, 地理学評論, 79(1): 1-25.
- 森川 洋 2015『「平成の大合併」研究』, 古今書院.
- 森川 洋 2018「人口減少時代における市町村の活力」, 人文地理, 70(2): 215-232.
- レルフ, エドワード著, 高野岳彦・神谷浩夫・岩瀬宣之訳 1999『都市景観の二十世紀—モダンとポストモダンのトータルウォッチング』, 筑摩書房.

資料

- 阿部和俊 2007「人文地理学のアイデンティティを考える—都市地理学を中心に—」, 人文地理, 59(5): 52-66.
- 荒木俊之 2005『『まちづくり』3法成立後のまちづくりの展開—都市計画法を中心とした大型店の立地の規制・誘導—』, 経済地理学年報, 51(1): 73-88.
- 荒木俊之 2008「岡山市における大型店の立地動向—「まちづくり 3 法」の見直しとその影響」, 地理科学, 63(2): 80-93.
- 荒木俊之 2017「都市計画区域の指定および都市計画制度の運用の地域差により生じる問題—岡山県南部を事例に—」, 都市地理学, 12: 72-83.
- 国土交通省 2018『第 10 版都市計画運用指針』(www.mlit.go.jp/common/001261808.pdf 2019 年 2 月 21 日取得).
- 国立社会保障・人口問題研究所 人口構造研究部 2008『日本の市区町村別将来推計人口 (平成 20 年 12 月推計) - 平成 17 (2005) ~ 47 (2035) 年 -』(http://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson08/gaiyo_honbun.pdf 2019 年 2 月 20 日最終閲覧).
- 静岡県 2008『静岡県市町村合併推進構想 平成 18 年 3 月 22 日 (平成 19 年 5 月 27 日変更・平成 20 年 6 月 27 日変更)』(<https://www.pref.shizuoka.jp/soumu/so-410a/documents/200627kousou.pdf> 2019 年 2 月 20 日取得).

文献

- 静岡県 2011 『東駿河湾広域都市計画 都市計画区域の整備, 開発及び保全の方針』.
- 静岡県 2013 『静岡県都市計画区域マスタープラン策定方針【第3編】用語集』(2013:<https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510a/documents/yougosyu.pdf> 2019年2月20日取得).
- 静岡県 2016 『静岡県の都市計画(資料編)』.
- 静岡県 2018 『静岡県都市計画ガイドブック—2018—』(https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-510a/documents/toshikeikaku_guidbook_ver7_1805.pdf 2019年2月20日取得).
- 清水町 1999 『清水町都市計画マスタープラン』.
- 清水町 2011 『第4次清水町総合計画2011～2020』.
- 清水町 2013 『第2次清水町都市計画マスタープラン』.